

『住みやすい地域づくり活動交付金』 【令和7年度実績報告書】の手引き

書類の提出について

提出書類	① 令和7年度実績報告書 ② 実績報告書用チェックシート ③ 添付資料（該当する事業） ※ 提出書類の控えが必要な場合は、後日の文書日に送付しますのでお知らせください。 ※ 申請書類等は庄内町HPに掲載しています。
提出方法	同封した透明のファイルに、 ① 記入者名 ②日中連絡が取れる電話番号 ③日中連絡が取れる時間帯 を記入し、提出書類をすべてファイルに入れて、下記提出先へお渡しく下さい。 ※ 提出時には、中身の確認は行いません。不在の場合もありますので、相談で来庁される場合はあらかじめ、日程の確認（予約）をお願いします。 ※ 提出された書類は、職員が順次確認し、書類不備や確認事項があった場合は、ご連絡をさせていただきます。提出書類がすべて揃った時点で申請受理となります。
提出先	① 庄内町役場A棟3階 企画情報課 まちづくり移住係 ② 立川総合支所 総合支所係 ※ 上記のいずれかへ <u>ファイルごと</u> 提出してください。 ※ 郵送・メールの提出も可。提出書類はメールに添付するか、持参・郵送してください。 (〒999-7781 庄内町余目字町132-1) (machizukuri@town.shonai.yamagata.jp)
提出期間	令和8年4月20日（月）～5月11日（月） 土日祝除く 8：30～12：00、 13：00～17：15 ※提出期間以外の場合は、ご相談ください。

下記の電話・FAX・メールでの相談も可能です。

お問合せ	企画情報課まちづくり移住係 (役場A棟3階)	TEL 42-0162/FAX 42-0893 E-mail:machizukuri@town.shonai.yamagata.jp
------	---------------------------	---

◇ 目 次

◆ 自治会等行事支援事業	P 1
◆ 敬老行事支援事業	P 2
◆ 安全安心活動支援事業	P 2
◆ 環境保全活動支援事業	P 3
◆ 街路灯・防犯灯電気料補助事業	P 3
◆ 集会施設雪下ろし事業	P 4
◆ 街路灯・防犯灯整備事業	P 4
◆ 防災備品整備事業	P 5
◆ ごみステーション等整備事業	P 6
◆ 自治会等遊園地等整備事業	P 6
◆ 掲示板整備事業	P 7
◆ バス待合室整備事業	P 7
◆ 自治会等史編さん事業	P 7
◆ 民俗芸能備品整備事業	P 7
◇ 実績報告書の記入例	P 8

実績報告

(1) 実績報告書（様式第3号）

「実績額」には、実際に掛かった事業費から計算した金額を記入してください。（P9 の記入例を参考にしてください。）

「交付決定額」には、昨年6月に送付した交付決定通知書の「交付決定額」を記載しております。（変更決定があった場合は変更後の額となっています。）

(2) 交付金額の変わらない事業

【敬老行事支援事業】 【環境保全活動支援事業】 【街路灯・防犯灯電気料補助事業】

これらの事業の交付金額は、昨年4月1日の対象人数や世帯数又は昨年4月分の電気料金をもとに金額が確定しておりますので、「実績額」は「交付決定額」と同じになります。（年度途中で人数等に変動があっても、交付金額は変わりません。）

◆自治会等行事支援事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等		実績報告書の添付書類
自治会等行事	自治会等が自主的に企画し実施する地域づくりに関する事業	いずれか選択	<input type="checkbox"/> イ 4月1日現在の世帯数×1,000円＋人数×200円(上限3万円)	総会資料等事業の実施を確認できるもの ※領収書等の写しは不要。
			<input type="checkbox"/> ロ 事業費の2分の1以内(上限3万円)	募集・案内文書等、領収書又はレシート(写) ※商品名等明細必要。

- ◇ イ を選んだ場合、総会資料の事業報告書により、実施が確認できれば領収書等は不要です。
- ◇ イ の計算で3万円にならない場合でも、対象経費で6万円以上支出する場合は、 ロ で申請すると3万円(上限)が交付されます。

Q&A 自治会等行事支援事業 (R7)

Q	対象になる事業は？ ※ <input type="checkbox"/> イ・ <input type="checkbox"/> ロ 共通	A	夏まつり、芋煮会、運動会、グラウンドゴルフ大会等の自治会等の全住民が参加の対象となる、交流を目的とする事業が対象となります。 ※物品等の配布のみは対象外です。
Q	<input type="checkbox"/> ロ の場合、対象になる経費は？	A	上記対象事業に係る材料代、飲食代(オードブル、弁当代、ジュース代等。ただし、飲酒代は除く。)、景品代、機器レンタル代、講師謝礼など
Q	<input type="checkbox"/> ロ の場合、対象にならない経費は？	A	× 飲酒代 × 視察及び研修を目的としない旅行費用 × 宗教又は政治活動に係る経費 (例:玉串料、厄払い、御守り、伊勢講など) × 廃品回収や側溝掃除等、「環境保全活動支援事業」の対象となる事業や他の項目で交付金の対象となっている経費
Q	予定していた行事が何もできなかった場合は？	A	行事ができなかった場合は、翌年度の交付金で調整させていただきます。【交付金(実績額)=0円】 ※会議に要する費用や負担金は対象外です。

◆敬老行事支援事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
自治会等行事	自治会等が実施する敬老行事 (配布のみは対象外)	4月1日現在、当該自治会等に居住する数え75歳以上の人数に1,500円を乗じて得た額とする。	総会資料等、事業の実施及び支出を確認できるもの

Q&A 敬老行事支援事業(R7)

Q	申請したが、敬老行事は開催せず、祝い品等を配布しただけの場合は？	A	祝い品等の配布のみの場合は、交付金の対象外となりますので、実績額は0円で報告してください。
Q	実績報告書の添付書類は？	A	事業の実施及び支出を確認できる、 総会資料等 を添付してください。

◆安全安心活動支援事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
自治会等行事	自治会等(自治会等で組織する自主防災組織を含む。)が実施する防犯、防火、防災、救急救命、交通安全等に関する事業	事業費の2分の1以内、1万円を限度とする。	募集・案内文書等、領収書又はレシート(写) ※商品名等明細必要

Q&A 安全安心活動支援事業(R7)

Q	対象になるものの具体例は？	A	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治会等の全住民が参加の対象となる、交通安全講習、防災訓練(当日のみ。事前準備は含まない。)にかかる茶菓代・弁当代・講師謝礼等の経費 ※物品等の配布のみは対象外です。 ➢ ハザードマップ作成にかかる経費
Q	対象にならないものの具体例は？	A	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人宅の間口除雪や屋根の雪下ろし等 ➢ 消防団が、危険箇所を点検したり、消防用ホース格納箱を設置した場合の謝礼金 ➢ 自治会等が支出している消防団活動費

◆環境保全活動支援事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
維持管理	ごみステーション等の管理、側溝清掃、空き缶拾い等の環境保全に関する事業	基本額1万円に、4月1日現在の世帯数に120円を乗じて得た額を加算した額とする。	総会資料等事業の実施を確認できるもの

Q&A 環境保全活動支援事業(R7)

Q	領収書は必要か？	A	必要ありません。総会資料等で実施を確認します。
Q	実績額はいくらになるか？	A	交付決定額と同額になります。

◆街路灯・防犯灯電気料補助事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
維持管理	自治会等が4月1日現在で管理している街路灯及び防犯灯の電気料金	4月分の電気料金に12月を乗じて得た額の10分の6以内の額とする。 ※ただし、町全体の1世帯当たり平均負担額の1.5倍を超える自治会等の場合は、当該超過分を上乗せした額とする。	

Q&A 街路灯・防犯灯電気料補助事業(R7)

Q	実績額はいくらになるか？	A	実績額と交付決定額は同額になります。
Q	実績報告書の添付書類は？	A	添付書類は必要ありません。

◆集会施設雪下ろし事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
維持管理	立谷沢地区及び清川地区の自治会等が管理する集会施設の雪下ろし(雪下ろし後の除排雪を含む。)に関する事業	事業費の2分の1以内、5万円を限度とする。	・領収書(写) ・写真(雪下ろし前と雪下ろし後)

Q&A 集会施設雪下ろし事業(R7)

Q	除排雪は対象になるか？	A	除排雪のみ行った場合は対象になりません。雪下ろしとあわせて実施した場合は対象になります。
Q	申請したが、業者に頼まず、自治会住民が自分たちで実施した場合は？	A	対象になりません。翌年度の交付金で調整させていただきます。【実績額=0円】
Q	申請したが、積雪状況等により雪下ろしを実施しなかった場合は？	A	実施しなかった場合は、翌年度の交付金で調整させていただきます。【実績額=0円】
Q	実績報告書の添付書類は？	A	領収書(写)と雪下ろし前と雪下ろし後の写真を添付してください。

◆街路灯・防犯灯整備事業 (R7)

区分	事業の名称及び内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	自治会等が管理する街路灯又は防犯灯を新設、灯具交換(LED化)、修繕又は撤去する事業(修繕又は撤去は、事業費が1基につき1回2万円以上の場合に限る。ただし、災害等の同一の原因による修繕又は撤去は、事業費の合計が1回2万円以上の場合を含む。)	事業費の10分の8以内の額とする。	・領収書(写) ・写真(同じ位置から撮影した施工前と施工後) ・位置図

Q&A 街路灯・防犯灯整備事業

Q	防犯灯1基の灯具交換が、13,000円だった。対象になるか？	A	<u>灯具交換は、修繕になりますので、1基につき2万円以上の場合のみ対象になります。</u> ただし、 <u>蛍光灯からLED灯への灯具交換は、金額に関わらず対象になります。</u>
Q	実績報告書の添付書類は？	A	領収書(写)、写真(同じ位置から撮影した施工前と施工後)、位置図を添付してください。

◆防災備品整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	防災資機材等を購入する事業(購入費の合計が2万円以上の場合に限る。) ※送料、修理は対象外 ※備品台帳の設置等適正な管理が必要です。	自治会等(自治会等で組織する自主防災組織を含む。)が管理するものについては購入費の2分の1以内、自治会等の住民(自治会等で組織する自主防災組織の構成員を含む。)に配布し管理するものについては購入費の3分の1以内、1会計年度につき10万円を限度とする。	・領収書(写) ・防災資機材等の写真

Q&A 防災備品整備事業(R7)

Q	公民館に消火器を設置したいが、対象となるか？	A	屋外用消火器として、格納箱とセットで購入する場合は、対象になります。※屋内用消火器は対象となりません。
Q	各世帯に配布する家庭用消火器は対象となるか？	A	対象になりません。
Q	火災警報器の設置は対象となるか？	A	火災警報器の購入代金、設置に要する経費等は、対象になりません。
Q	備品を処分したいがどうしたらよいか？	A	自治会等で定めた備品規程等に応じて処分してください。
Q	実績報告の添付書類は？	A	領収書(写)と写真を添付してください。

対象となる防災資機材等 (点検・訓練として他事業での使用も可能です。)

区分	品名
情報連絡用具	ハンドマイク、ラジオ
消火用具	屋外用消火器(格納箱とセット、更新も含む)
救出用具	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、掛矢、ジャッキ、鉄線カッター、ヘルメット、一輪車、リヤカー
救護用具	担架、災害用救急セット、体温計
避難用具	強カライト、標旗、腕章、防水シート、発電機、投光機、非常用持出袋、非常用ロウソク
給食給水用具	保存食セット、災害用カセットコンロ、浄水器、飲料水用ポリタンク
防災用具	備蓄用パック毛布、家具転倒防止器具、組立式簡易トイレ
その他	防災用テント、パーテーション、簡易ベッド、資機材収納庫、暖房器具(停電時使用できるもの)

※ 対象にならないもの

電池や燃料などの消耗品、屋内用消火器、住宅用火災警報器、AED、町指定避難場所の案内看板設置

◆ごみステーション等整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	ごみステーション又はリサイクルステーションを新設又は修繕する事業	1箇所につき事業費の2分の1以内、7万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真

Q&A ごみステーション等整備事業(R7)

Q	業者に頼まず、自治会住民が自分たちで材料をそろえ、修繕した場合は対象になるか？	A	材料費のみ対象になります。人件費は対象になりません。
Q	実績報告の添付書類は？	A	領収書(写)と完成写真を添付してください。

◆自治会等遊園地整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	遊具の新設、交換、修繕、撤去(撤去後も引き続き自治会等遊園地として使用する場合に限る。)その他自治会等遊園地を整備する事業	事業費の2分の1以内、15万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真

Q&A 自治会等遊園地整備事業(R7)

Q	遊具の撤去は対象になるか？	A	対象になります。ただし、撤去後も引き続きその場所を自治会等遊園地として利用する場合があります。
Q	遊具の点検は対象になるか？	A	遊具の点検等、定期的に発生する維持管理に係る経費は対象になりません。
Q	遊園地の樹木伐採や草刈りは対象になるか？	A	遊園地の環境整備に係る経費は対象になりません。
Q	実績報告の添付書類は？	A	領収書(写)と完成写真を添付してください。

◆ 掲示板整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	掲示板を新設又は修繕する事業	1箇所につき事業費の2分の1以内、5万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真

◆ バス待合室整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
施設設備整備	通学通園バス、町営バス又はデマンドタクシーの待合室を新設又は修繕する事業(ベンチのみの設置又は修繕を含む。)	1箇所につき事業費の2分の1以内、30万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真

◆ 自治会等史編さん事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
歴史民俗	自治会等史を編さんする事業	印刷製本費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成品の写真

※ 完成した自治会等史は、13部寄贈をお願いしています。まちづくり移住係へお持ちください。(内訳は、国立国会図書館*2、県立図書館*2、町立図書館*3、分館*1、まちづくりセンター*1、町議会*1、町総務課*1、町社会教育課*1、町企画情報課*1です。)

◆ 民俗芸能備品整備事業 (R7)

区分	事業の内容	実績額等	実績報告書の添付書類
歴史民俗	自治会等(自治会等で組織する民俗芸能保存伝承団体等を含む。)が実施する民俗芸能に係る衣装、備品等を整備する事業	事業費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真

※ 宗教(神事)に係る経費、衣装のクリーニング等の経常的な活動経費は、対象になりません。(衣装、備品等の購入、修繕費等が対象)また、“〇〇神社”“〇〇寺”等、宗教と関係あることが記載されるものも対象外です。(政教分離原則)

◇ R7 実績報告書の記入例

※様式は HP に掲載

令和8年4月〇日(提出日)

住所 庄内町〇〇〇〇〇

自治会等名 〇〇〇〇

代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

住みやすい地域づくり活動交付金実績報告書

押印は不要です。

……住みやすい地域づくり活動交付金について、…その実績について関係書類等を添えて報告します。

実績額(100円未満切捨て) 166,800 円①

交付決定額(100円未満切捨て) 175,800 円②

翌年度調整額 △9,000 円(① - ②) = A

区分及び事業名	実施内容	率	実績額	交付決定額
自治会等行事				
(1) 自治会等行事支援事業	事業内容 夏祭、芋煮会	/	(イ又はロのいずれか多い額。3万円限度)	30,000円
	イ 当初申請内容のとおり			
	事業費 42,000 円	1/2	21,000 円	30,000円
(2) 敬老行事支援事業	事業内容 敬老会	/	18,000円	18,000円
(3) 安全安心活動支援事業	事業内容	1/2	0	0円
	事業費 円			
維持管理				
(1) 環境保全活動支援事業	事業内容 クリーンデー	/	17,200円	17,200円
(2) 街路灯・防犯灯電気料補助事業	当初交付申請のとおり	6/10	28,080円	28,080円
(3) 集会施設雪下ろし事業	事業内容	1/2	0 円	0円
	事業費 円			
施設設備整備				
(1) 街路灯・防犯灯整備事業	事業内容 防犯灯 LED 灯具交換	8/10	44,800 円	44,800円
	計 2 基 事業費 56,000 円			
(2) 防災備品整備事業	事業内容 ヘルメット @1,600×12、 救急箱セット @12,000×3、 担架 @20,350×1	1/2 (1/3)	37,775 円	37,775円
	購入費 75,550 円			
合 計 (1円単位)			166,855 円	175,855円

実績額及び交付決定額 (100円未満切捨て)	①” 166,800 円	②” 175,800円
------------------------	-----------------	----------------